

川越市児童発達支援センターは、地域の障害児支援の中核的役割を担う機関として様々な事業に取り組んでいます！



川越市児童発達支援センター

児童福祉法に基づく事業

＊利用に際して、市役所（療育支援課）での手続きが必要。

- 保育所等訪問支援
療法士・保育士等
- 児童発達支援
保育士、その他専門職
- 計画相談
相談支援専門員

その他事業

＊利用に際して、市役所（療育支援課）での手続きは不要。（巡回相談除く）

- 地域支援家族支援
療法士・保育士等
- 巡回相談
療法士等
（保育園等の依頼で実施）
- 一般相談
保健師
社会福祉士等
- 専門相談
療法士
心理士等

